議案第53号

亀山市防災会議条例の一部改正について

亀山市防災会議条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年8月30日提出

亀山市長 櫻井 義 之

別 紙

亀山市防災会議条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市防災会議条例の一部を改正する条例

亀山市防災会議条例(平成17年亀山市条例第21号)の一部を 次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を 審議すること。

第2条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4 号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3)前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 第3条第3項に次の2号を加える。
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから 市長が委嘱する者
- (9)前各号に掲げる者のほか、市長が防災上特に必要と認め委嘱する者

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規 定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。